資料13

介護保険サービス事業者指定更新申請の受付について

平成２６年４月１日に新規指定又は指定更新を受けた事業所（指定の有効期限が平成３２年（2020 年）３月３１日の事業所）につきましては、同時期に相当数の更新が見込まれるため、下記日程により、サービス種別ごとに申請期間を設定し、下記のとおり受付を行いますので、御協力をよろしくお願いします。

なお、詳細につきましては平成３１年（2019 年）９月頃に「かいごへるぷやまぐち」にてお知らせする予定です。

記

１　対象事業所

該当の介護保険サービス事業者で指定の有効期限が平成 32 年(2020 年)3 月 31 日のもの

◎該当の介護保険サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

※保険医療機関のみなし指定事業所については、更新申請の手続きは不要です。

※介護老人保健施設の通所リハビリテーション・短期入所療養介護、介護療養型医療施設の短期入所療養介護については、本体施設の更新に併せて既に更新されているものとみなされるため、今回の更新申請の対象となる事業所はありません。

２　サービス区分別の指定更新申請書の受付時期一覧表（予定）

申請書受付年月	サ　ー　ビ　ス　区　分
2019 年 11 月 (2019.11.1～2019.11.30)	訪問介護、訪問入浴介護、 訪問看護、訪問リハビリテーション、 短期入所生活介護、介護老人福祉施設
2019 年 12 月 (2019.12.1～2019.12.28)	通所介護、特定施設入居者生活介護、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 介護老人保健施設、介護療養型医療施設

３　注意すべき事項

○介護予防サービスについて

平成２６年４月１日に居宅サービスと介護予防サービスの指定を同時に受けた事業所については、上記の提出期限で居宅サービスと同時に介護予防サービスの指定更新申請書を提出していただきます。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、それぞれの更新時期が異なる場合、一方の指定更新と合わせて他方のサービスの更新時期を合わせることができますので、希望する事業者は、更新申請書の提出時に同一の申請書類に必要事項を記入して提出してください。

○指定更新申請書提出後の変更について

更新申請提出後、平成３２年（２０２０年）４月１日までに指定事項及び介護報酬算定体制（報酬改定によるものを含む）に変更があった場合は、別途定められた申請期限内に変更届の提出が必要となります。